原小学校の保護者の皆様／地域住民の皆様との意見交換会資料

原小学校過大規模校対策の検討状況について

印西市／印西市教育委員会

令和６年12月21日時点版

目次

はじめに：本日の意見交換会開催について

近年の対応と課題

原小の分離新設を
念頭に置いた検討状況

検討論点①：新設校の開校時期

検討論点②：西の原中学校の分離新設の必要性

検討論点③：用地に関して

検討論点④：新設校の学区に関して

検討論点⑤：将来の児童減少を見据えた新設校の対応

検討方針（案）：まとめ

最後に

はじめに：本日の意見交換会開催について

はじめに：本日の意見交換会開催について

本日は週末のお休みのところお集まり頂きありがとうございます。

（校舎増築中心の従来の対応方針）
原小学校の過大規模校への対応に関しては、令和4年に、問題が認識されて以降、校舎増築を中心とした対応を進めて参りました。

一方で、この間、多くの保護者や教職員の皆様より、抜本的な問題解決には、新たな学校の設立（原小学校の分離新設）が必要との声を頂いてきました。

（学校新設に向けた方針転換と検討状況）
こうした中で、令和６年（本年）7月より新たな市役所の執行部（藤代市長（7月28日就任）、渡邉教育長（8月29日就任））が発足し、市として、これまでの方針を改め、学校の分離新設を念頭に置いた検討に本格的に着手しました。

なお、新設校の開校時期（最短）は、児童数が最大となることが見込まれる令和10年4月を想定しています。

開校までの検討・整備期間に猶予がない中、特に、用地確保に関しては、物理的な用地の選択肢も限られており、現状では検討中の事項が多い状況です（民地の所有者との交渉は新執行部発足後に開始）。

（本日の目的）
こうした状況ではありますが、現市役所執行部が掲げる「対話を通じたまちづくり」との方針も踏まえつつ、現在の検討状況についてご報告のうえ、保護者と地域の皆様と意見交換をさせて頂きたく、今回の場を設けさせて頂いたものです。

私たちは、皆様との対話を通じ、「真に子どもたちひとりひとりに寄り添い、地域の皆様にも開かれ、そして愛される学び場」を創って参りたいと考えております。

どうか本日の意見交換会においては、ぜひ皆様の忌憚のないご意見を頂けますと幸いです。

近年の対応と課題

近年における対応状況

これまで、校舎の増設を基本とする対応を推進。一部、学区外就学などの施策を採用してきました

令和4年7月～

問題の発覚

児童数生徒数の推計において、原小学校が令和10年に55学級、児童数1,813名となり、教室の不足が生じることが発覚。総合教育会議などで「推計報告」を実施

その後の対応

その後、市役所内の議論や保護者の方々への説明会等を経て、校舎増築を基本とする対応推進

校舎の増築 等

令和7年度～

第3期増築棟 供用開始（予定）

現在建設中。予定通りの令和7年度供用開始を予定

令和6年度～

第2校庭（グランド） 供用開始

校舎増築による運動場の減少に対し、南環状線を渡った向かい側用地に第2校庭を配置

横断歩道横に警備員を配置するなど安全面に配慮も、学校運営上は課題に

＋

学区外就学の導入

令和6年度～

高花・いには野・本埜 小学校 学区外就学開始

高花小・いには野小へはスクールバスを導入。令和7年度には、増便を予定

但し、いには野小は、近々受入が限界を迎える状況

増築を中心とした対応への評価：増築が問題の抜本的な解決にはならないとの声多数

一方で、増築中心の対応については、原小の過大規模校によって生じる問題の抜本的な解決にはならないとの声も多数寄せられている状況です

原小職員アンケートに占める分離新設の声

回答状況	分離新設の要否
（回答率：35.7%）	（必要率：72.0%） （対全職員：25.7%）

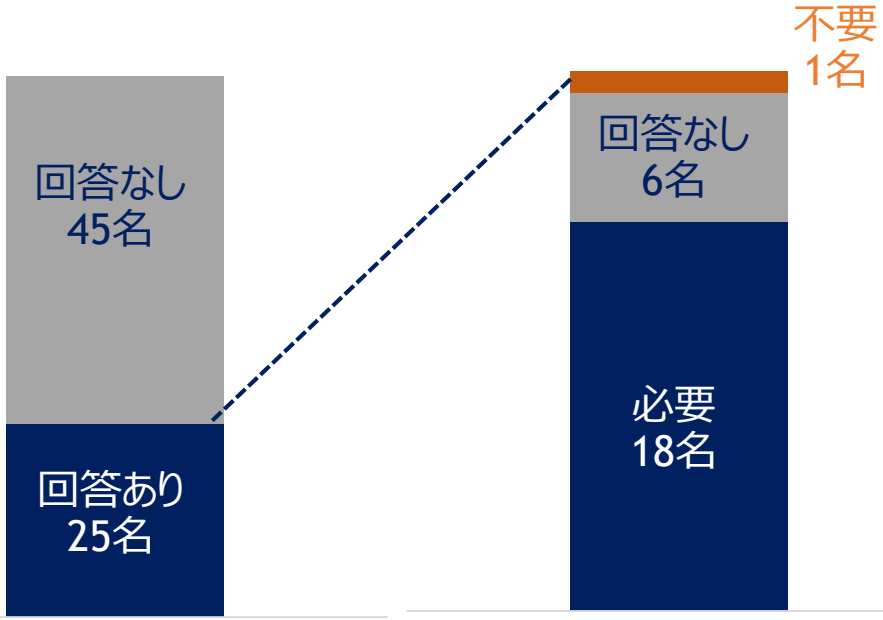

出典：原小学校の大規模校化に伴う教職員アンケート、令和5年度実施、原小学校保護者有志にて実施

主なコメント

児童の安全面
- 児童が1800人になると聞いた。安全面から新設校が必要

関係者の負担
- これ以上人数が増えると、児童、保護者、教職員全てに負担がかかる
- 絶対に必要。１学年３クラス程度が実際動きやすい。

児童ひとりひとりに合った学習環境
- 児童一人一人に合った最適な学習、生活を送るためには適正規模にするべき
- 適切な人数のほうが子ども達にとって体力、学びなどが向上すると思う

異年齢交流機会
- 学校行事や異学年交流の機会増を考慮

学校用地の規模
- 本校が大規模化できるほどの施設、土地がない

原小の分離新設を念頭に置いた検討状況

令和6年12月7日時点版より更新

市新執行部（令和６年7月）発足以降：原小学校分離新設に向けた検討状況

市では、新執行部発足以降、原小学校の分離新設（学校新設）に向けた全庁をあげての検討と用地取得に向けた地権者との交渉に着手してきました。但し、特に、**用地取得に関しては地権者の意向もあり予断を許さない状況です**

検討体制

		時期	概要
市役所内	全庁での検討チーム	令和6年8月～	市長・教育長直下に、全庁の関係各部部長以下の検討チームを立上げ、検討を進めてきた(計9回)
	総合教育会議	同11月13日	上記検討を踏まえて、市長・教育委員会の協議機関である総合教育会議において議論（議事公開）
	全員協議会	同11月19日・12月6日	上記検討を踏まえて、市議会議員の皆様に対し検討状況を報告(計2回)
用地交渉	（後述の通り）最も有力な選択肢と考えられる高い市街化区域における**民間所有地の取得に向け交渉を開始** 12月末を期限と設けていた**基本的な条件面での合意に概ね至ることが出来た（但し、今後詳細条件を合意予定）**		

主な検討論点

1. 新設校の開校時期は？
2. 西の原中学校の分離新設も必要か？
3. 候補用地の選定・交渉は？
4. 新設校の学区をどうするか
5. 将来の児童減少を見据えた新設校の対応は？

検討論点①：新設校の開校時期

検討論点①：新設校の開校時期

現原小学校区の児童数は令和10年度及び11年度に最大となる見通し。可能な限り、**令和10年4月の開校が望ましい**

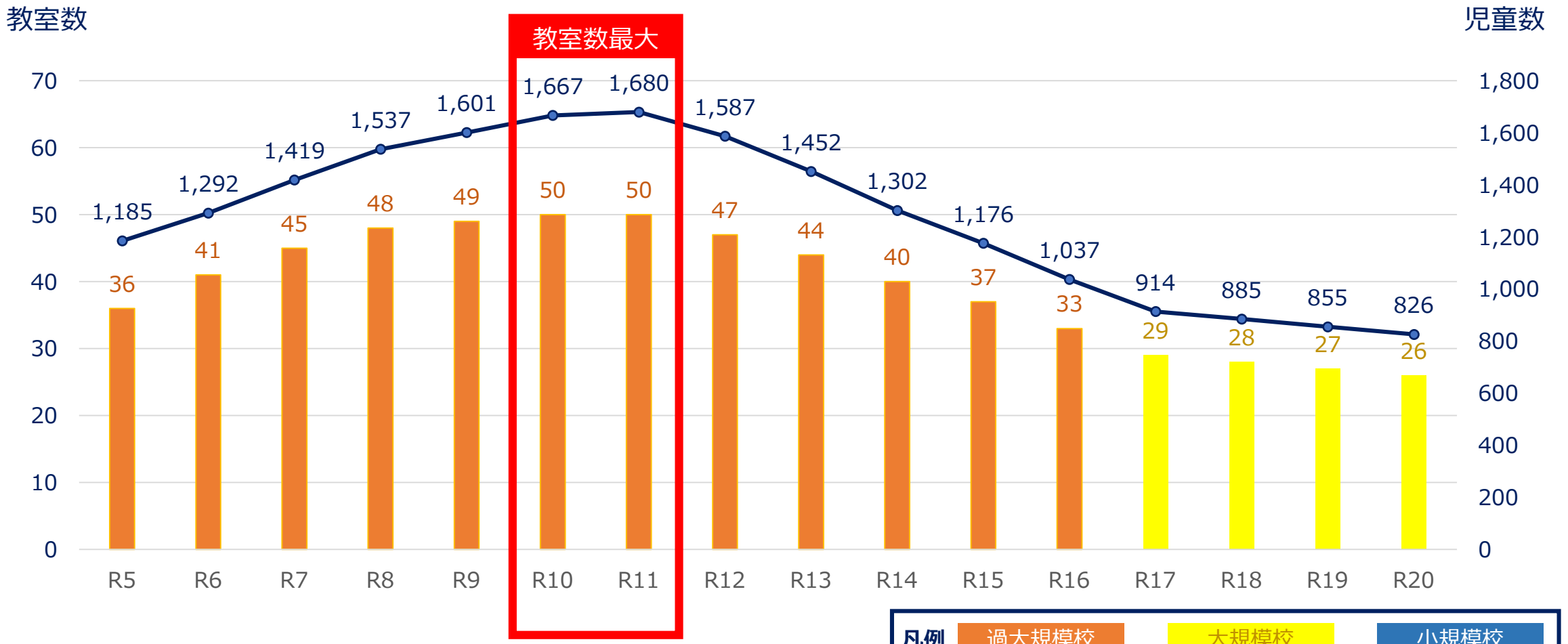

凡例
過大規模校（31学級以上）
大規模校（25～30学級）
小規模校（11学級以下）

出典：令和5年度推計

検討論点①：新設校の開校時期

仮に令和10年4月に新設校を開校した場合、原小、新設校ともに、過大規模校の状況は解消される

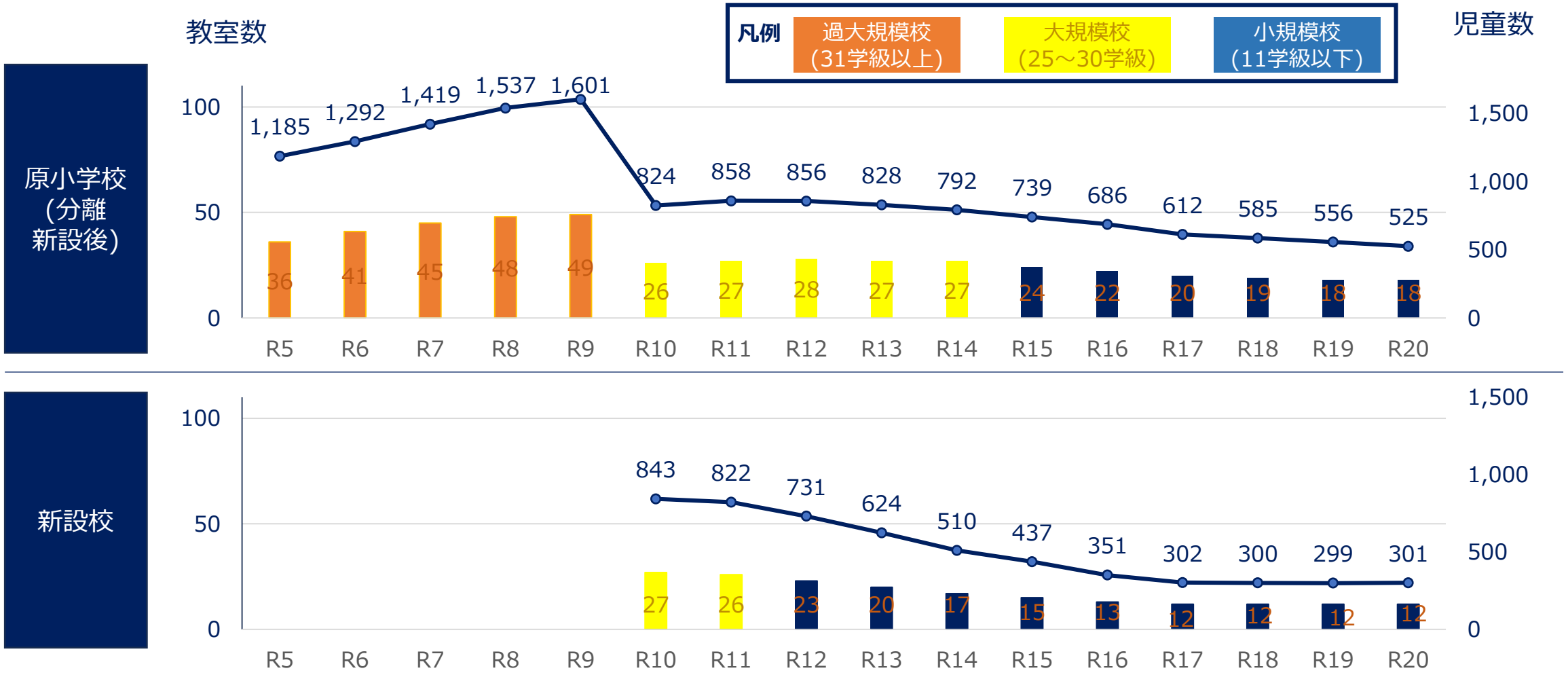

出典：令和5年度推計より作成。東の原地区を新設校の対象学区とする前提

検討論点②：西の原中学校の分離新設（新設校設置）の必要性

検討論点②：西の原中学校の分離新設：生徒数の推移見通し

西の原中学校も、今後過大規模校となり、令和14年度に生徒数は最大となる見通し。

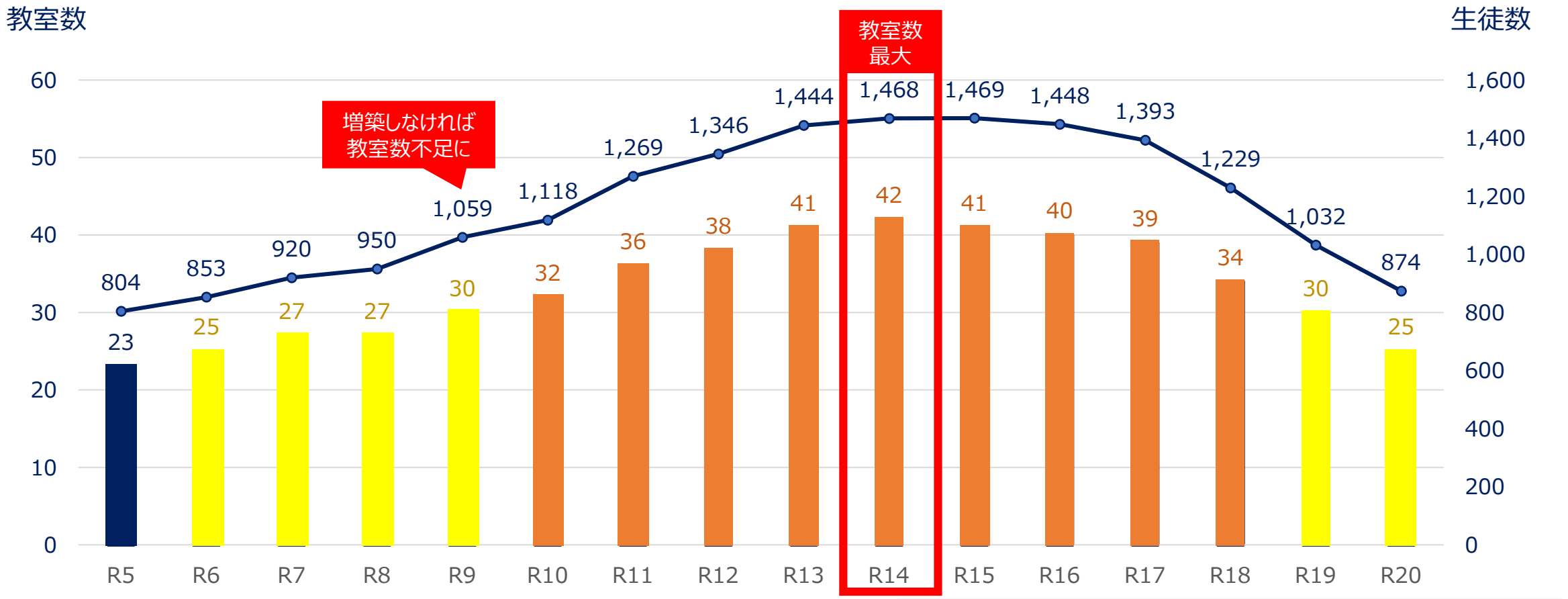

凡例
過大規模校（31学級以上）
大規模校（25～30学級）
小規模校（11学級以下）

出典：令和5年度推計

検討論点②：西の原中学校の分離新設：現状の対応状況

現在、教室数の不足が見込まれる令和9年度に向けて、校舎の増築を進めている

対応状況：校舎増築

令和9年度には教室が不足する見通しであることから、**令和9年4月の供用開始に向け、プールが立地する場所に校舎を増築**すべく対応を進めている

- プール授業は民間施設で実施

留意点

最短での新設校開校時期である令和10年4月前の時点（令和9年度）には**教室の不足が生じることから、（学校新設の有無に関わらず）いずれにせよ増築は必要**

建築計画

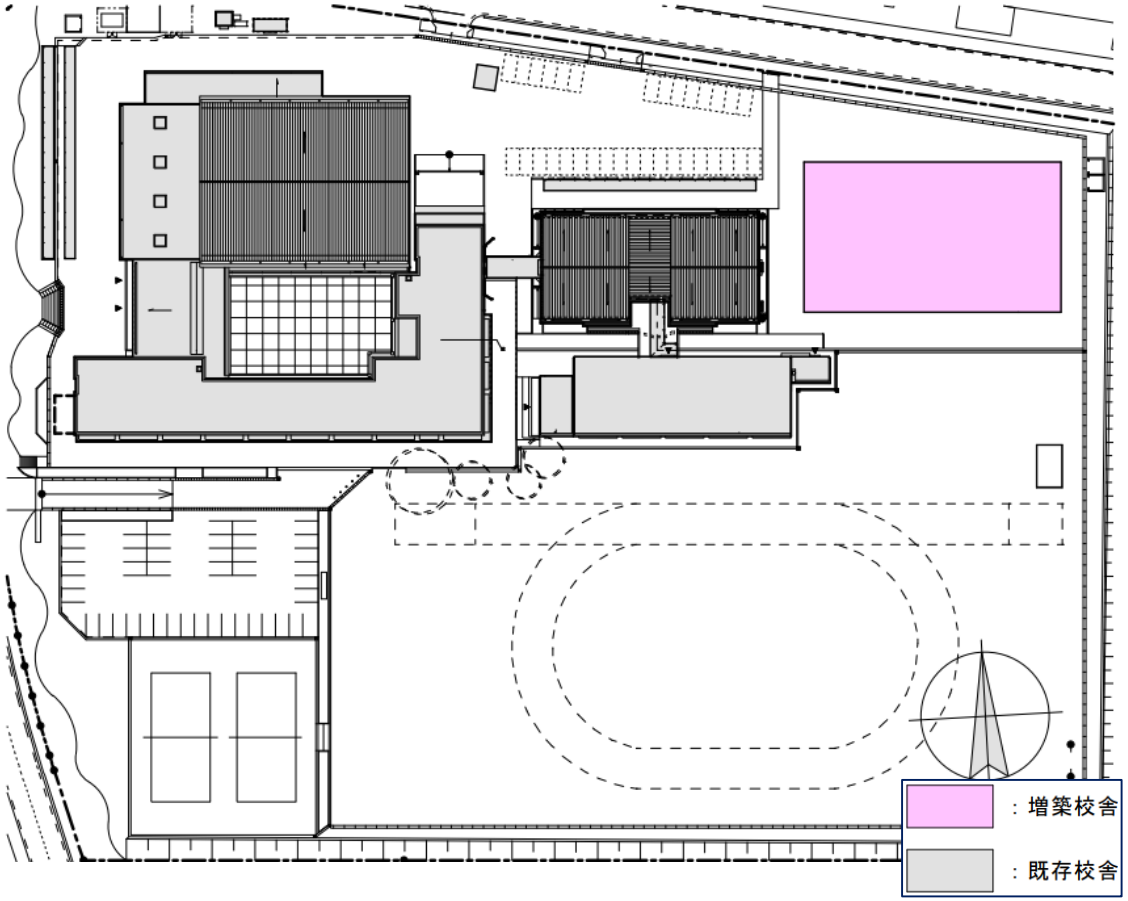

検討論点②：西の原中学校の分離新設：分離新設時の生徒数推移シミュレーション

西の原中学校を分離新設する場合には、新設校は小規模校となる可能性が高い

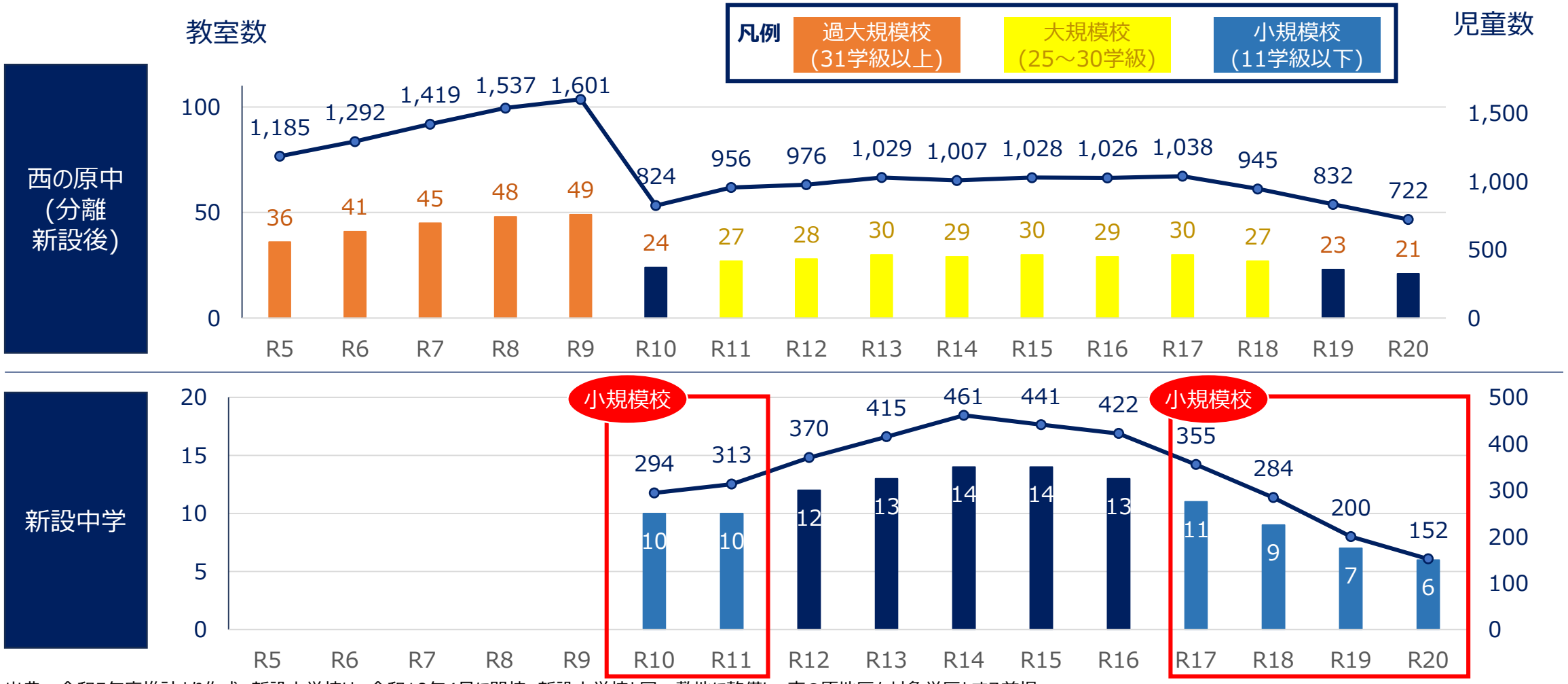

出典：令和5年度推計より作成。新設中学校は、令和10年4月に開校、新設小学校と同一敷地に整備し、東の原地区を対象学区とする前提

検討論点②：西の原中学校の分離新設（新設校設置）：新設による効果評価

西の原中学校に関しては、以下の点を勘案すると、現状の対応方針である増設による対応が、現時点においては適当と考えています

新設校の小規模校化	新設校は長期間にわたり小規模校（11学級以下）となる可能性が高い。 中学校の教科担任制という特徴の中で、県の基準では**小規模校においては教員の配置において不利になる（一定規模がないと十分な教員の配置がなされない）**、
西の原中：従来どおりにグランド使用可能	西の原中学校においては、増築後も従来通りにグランドは使用することが可能 （増築予定地は現プール施設に立地。プール授業は民間に委託予定）
追加的なコスト（二重投資に）	（最短で令和10年4月を目指す新設校の開校有無に関わらず）教室数が不足する令和9年4月に向けて、西の原中学校の増築は進める必要がある。仮に新設校の整備も進める場合には、短期間のうちに二重投資となってしまう
新設校用地の確保	現状、用地確保には大きな不確実性が伴う中（前述、後述のとおり）、中学の分離新設も進める場合には、更に用地確保が不透明となる

全学年での一斉行事開催などには制約が生じることから、可能な限り、過大規模校化により生じ得る課題には対応していくことが大前提

検討論点③：用地に関して

検討論点③：用地に関して：制約条件

現在、市街化区域・調整区域ともに物理的な用地が限られる中、令和10年4月の開校という時間的な制約も踏まえると、選択肢は相当に限られる状況です

物理的に
候補用地が限られる

市街化区域・調整区域共に、多数の住宅・商業施設の整備が進み物理的に候補用地は限られる

時間的な制約

開校を目指す令和10年4月まで、残り3年3か月程度。用地買収やインフラ整備等を勘案すると、時間的な制約は大きい

令和6年12月7日時点版より更新

検討論点③：用地に関して：候補地

主な候補地は以下の通り。なお、民間事業者・個人の所有地に関しては、先方の事情等もあることから、以下では具体的な位置は明示しないこととさせて頂きます

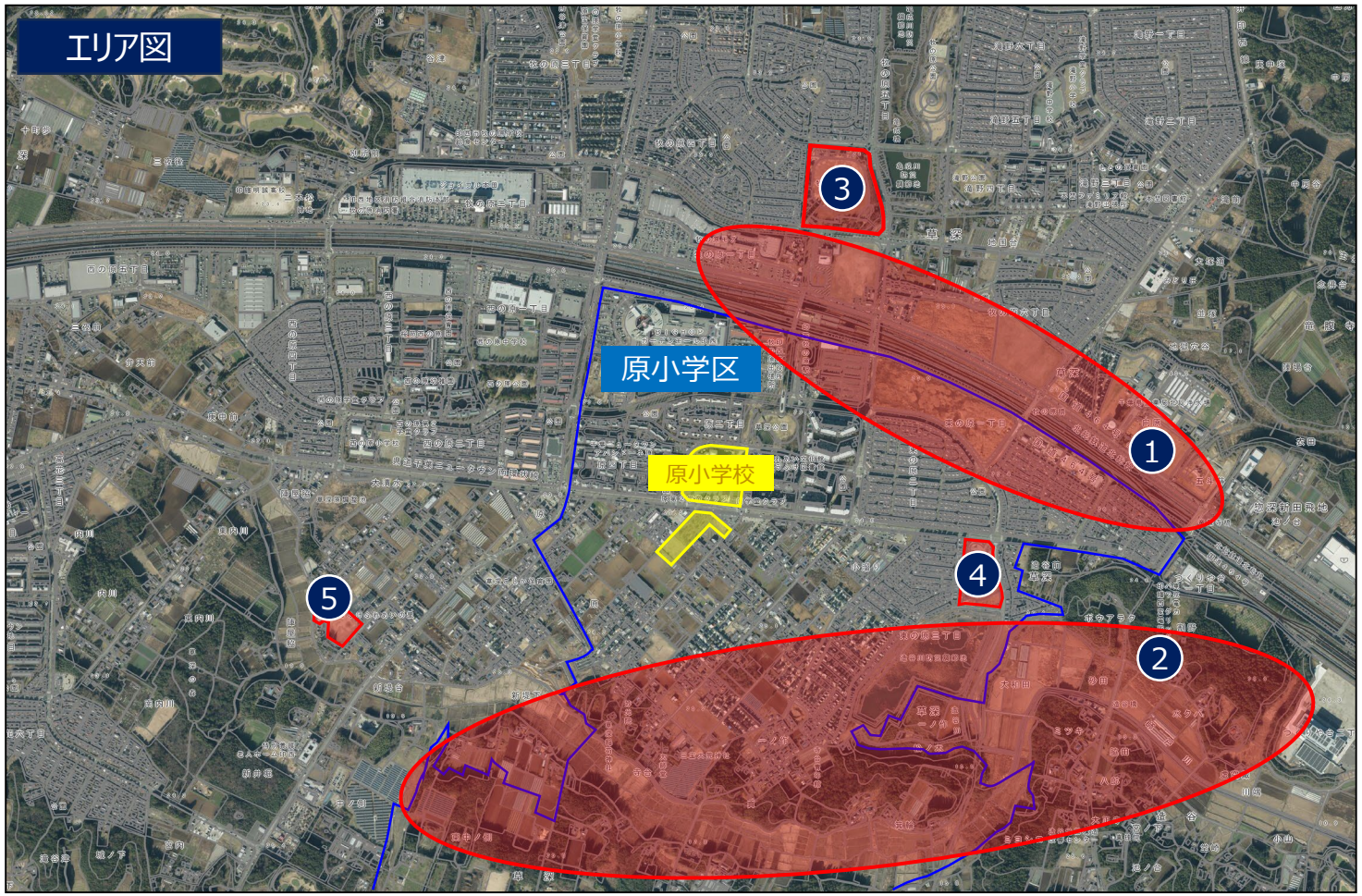

候補地	所有者/面積
1 国道464号線沿線エリア	・民間事業者／千葉県 ・～約55,000㎡
2 草深地区周辺又は 隣接地	・個人 ・～約27,000㎡
3 牧の原公園	・印西市役所 ・約50,000㎡
4 東の原公園	・印西市役所 ・約19,000㎡
5 そうふけふれあいの里（旧草深小）	・印西市役所 ・約13,500㎡

検討論点③：用地に関して：候補地の評価ポイント

用地の選定に際しては、以下の点を主に勘案させて頂きます

A 用地確保

用地確保の蓋然性があるか？
- 民有地の場合には用地取得の蓋然性、公共施設の場合には規模・転用可能性

B インフラ整備

上下水道・排水等のインフラ整備がなされているか？
- 令和10年4月の開校に向けて、施設整備の前提となるインフラ整備がなされているか

C 経費

なるべく低いコストでの整備が可能か？
- 土地取得費用の要否、インフラ・施設整備の要否などを勘案

D 通学／安全性

児童が安全に通えるか、徒歩での通学可能な地域内に立地しているか？

E 合意形成

特に用地周辺の住民の方々からの合意を得られるか？

令和6年12月7日時点版より更新

検討論点③：用地に関して：候補地の評価

各項目の評価を踏まえると、①国道464号線沿線エリアの民間所有地、④東の原公園が候補としてあげられます。公園施設は多くの市民の方々にご利用頂いていることから、①を第1候補として地権者と交渉を進めています

候補地	個別評価項目					総合評価	
	用地確保	インフラ整備	経費	通学/安全性	合意形成	※各項目で「×」がひとつでもある場合には総合評価も×。他は個別評価の平均	
候補地 ① 国道464号線沿線エリア（民/県有）	△	○	△	○	○	△～○	総じて評価は高いが、以下の点留意 • 用地確保：地権者の意向に依存 • 経費：市有地整備に比べ用地取得費用等発生
② 草深地区周辺又は隣接地（民有）	△	×	△	△	○	×	• 用地確保：用地取得は地権者の意向次第 • インフラ整備：調整区域であり上下水道・排水等の整備に時間を要す
③ 牧の原公園	×	○	○	△	△	×	• 用地確保：災害時の広域防災拠点であり、代替地の確保が求められる
④ 東の原公園	○	○	○	○	×	×	総じて評価は高いが、以下の点留意 • 合意形成：公園施設であり、周辺住民や市民の皆様からの合意を頂く必要
⑤ そうふけふれあいの里（旧草深小）	×	△	△	×～△	○	×	• 用地確保：施設規模として十分な教室の確保が難しい。既存機能の移転先確保も必要 • 通学/安全性：学区外であり通学にも障害あり

前回時点版より評価変更

東の原公園については、12月7日時点版資料では、「第2候補」とさせて頂いていました。その後、市民の方々から頂いた意見を踏まえ、候補地からは外すこととさせて頂きました

令和6年12月7日時点版より更新

（ご参考）検討論点③：用地に関して：東の原公園を用地とする場合の対応

東の原公園は、周辺住民の皆様、市民の皆様に愛されている公園。仮に、東の原公園を用地とする場合、日照の確保、眺望・景観や公園機能の維持に最大限の配慮を払わせて頂くこと、市民の皆様にご理解を頂くことが大前提と考えます

東の原公園案内図
ひがしのはらこうえんあんないず

	ご懸念		対応
周辺住民の皆様	日照	学校施設の日陰により周辺住宅の日照に影響を及ぼさないよう対応が必要	**日照・眺望に配慮した施設配置** • どの季節・時間帯でも周辺住宅の日照に影響を及ぼさない、眺望にも配慮した配置が必須
	眺望・景観	緑豊かな公園の眺望・景観の維持	**緑を残す、緑に溢れた学校に** • 東の原公園の魅力のひとつである豊かな緑は可能な限り残す
市民の皆様	公園機能	多くの方々が利用する公園機能の維持	**“開かれた学校”としての整備** • 放課後や週末は地域の方々が、“公園”として利用出来る学校として整備 • 公園の中に学校があるような、開かれた施設として整備することが必須

上記の対応を進めたうえでも、市民の皆さんからご理解を頂くことは困難と判断しました

出典：印西市HP

令和6年12月7日時点版より更新

検討論点③：用地に関して：候補地(市街化区域内の民間所有地)の交渉状況

- 市新執行部発足以降の本年8月より、地権者との交渉を開始しました
- 当初互いの条件には開きがある状況でしたが、交渉の進展により、当初**期限としていた令和6年12月中としていた基本条件の合意に概ね達した状況**です
- 今後、**詳細な条件の合意に向け、令和7年3月末を期限に交渉を進めていく**予定です
- 多額の市税を投入する事業となること、行政の公平性の観点から、**合意に至らない場合には、学校新設の断念も選択肢に入れざるを得ないと考えています**
（その場合には、現在の施策の延長線上で、市として出来る対応を可能な限り実施させて頂きます）

検討論点④：新設校の学区に関して

令和6年12月7日時点版より更新

検討論点④：新設校の学区に関して

現状の候補用地の立地を勘案すると、東の原地区（1～3丁目）を学区として設定することが適当と考えられます

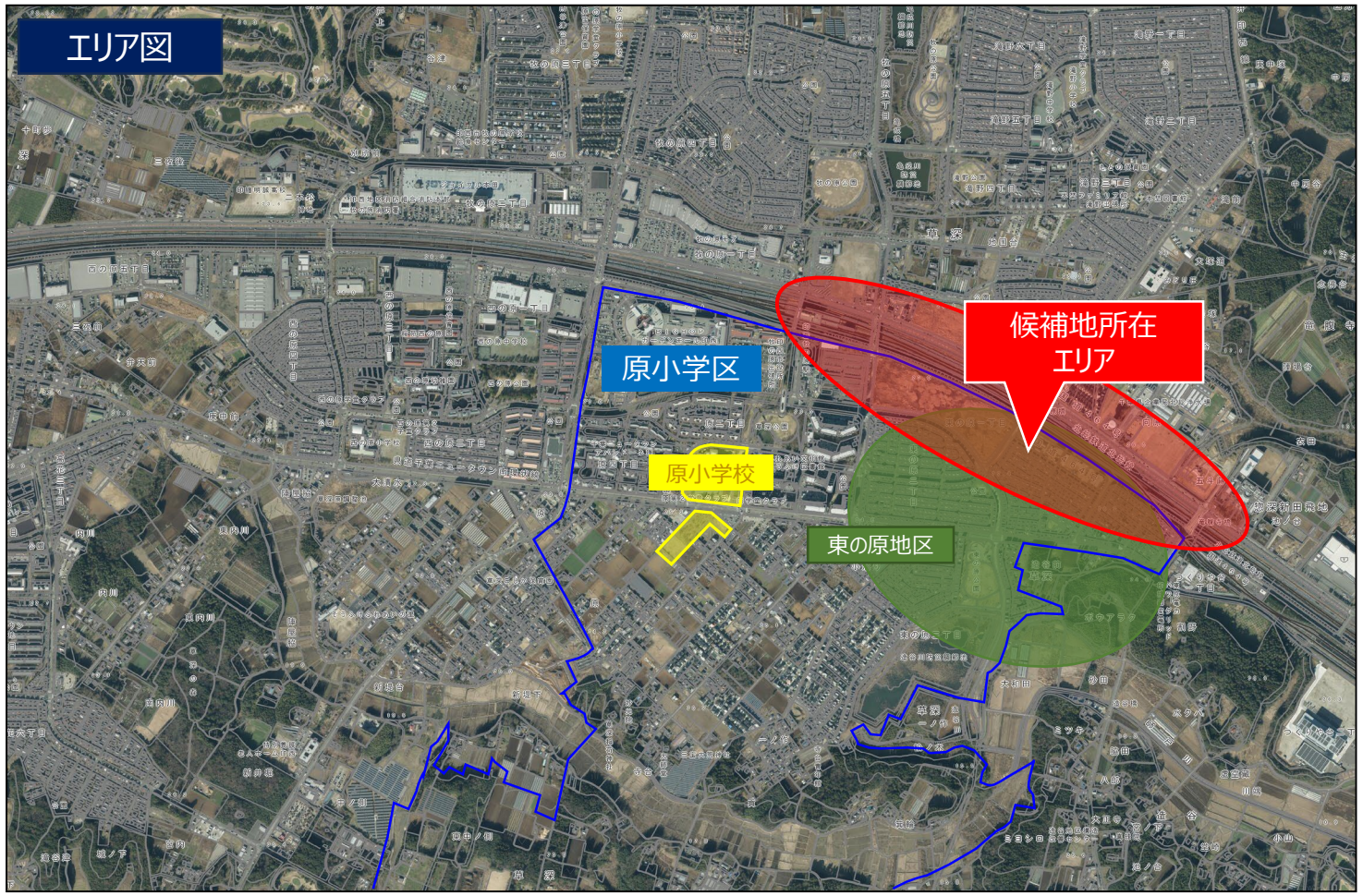

検討論点⑤：将来の児童減少を見据えた新設校の対応

検討論点⑤：将来の児童減少を見据えた新設校の対応

長期的には児童数は減少が見込まれます。一定期間（例：15～20年）経過後の原小学校への再統合を念頭に置きながら（住民の皆様にも周知）整備を進めることが適当と考えます

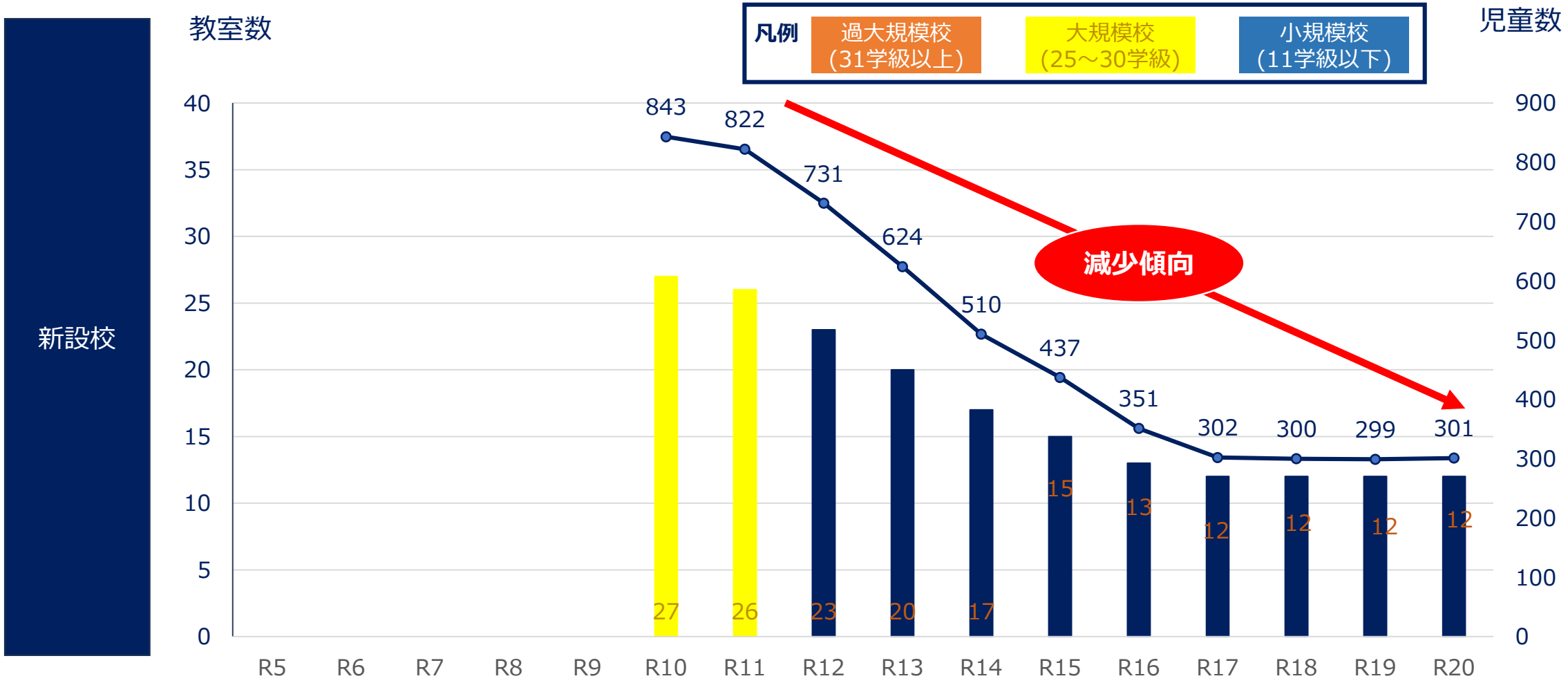

出典：令和5年度推計より作成。東の原地区を新設校の対象学区とする前提

対応検討方針（案）

令和6年12月7日時点版より更新

検討方針（案）：まとめ

これまでご説明させて頂いた通り、原小学校の分離新設（学校新設）に向けて、現状では以下の方針にて検討を進めていきたいと考えています

	検討論点別の対応方針（案）
大方針	**原小学校の分離新設（学校新設）** • 同方針を大前提に必要な手続きを進める
開校時期	**（最短の場合）令和10年4月開校** • 原小学校の必要教室数が最大となる時期にあわせた分離新設
西の原中の分離新設	**増築にて対応** • 新設校の職員配置での不利、整備コスト（増築との二重整備）等を勘案
用地	**市街化区域内の民間所有地を候補地として、民間事業者との交渉を継続**
新設校の学区	**東の原地区を対象学区とする** • 上記候補用地の立地を勘案
児童減少への対応	**新設校は時限を区切った整備とする（例：15～20年など）**

今後の対応

学校新設の方針のもと、用地取得に向けた交渉を進めます

現状、基本的な条件の合意には概ね至ったところですが、令和7年3月末に向けて、より詳細な条件の合意を目指します

仮に、合意に至らない場合には、学校新設の検討中止も選択肢に入れ、更なる対応を検討していきます
（現在の施策の延長線上で、市として出来る対応を可能な限り実施）

最後に

令和6年12月7日時点版より更新

最後に

地域にとって、子どもたちは「宝」です。子どもたちの未来は、地域の未来そのものです。

そうした中で、真にひとりひとりの子どもたちに寄り添った学び場づくりに向けて、原小学校の分離新設（学校新設）が最善と考えています。

しかしながら、用地の確保をはじめ、実現にはまだまだ多くの課題を抱えている状況です。

ぜひ、保護者・地域の皆様のお知恵もお貸し頂けると幸いです。また、忌憚のないご意見もお聞かせください。

引き続き、状況に進展がありましたら、迅速に、保護者・地域の皆様にはご共有をさせて頂きます。

印西市
Inzai City